

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型(1期)] (令和6年8月度)

対象期間：令和6年8月1日～令和6年8月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二ハイ、規十二条の七の五七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他(安定型混合物)	(t/月)
その他(管理型混合物)	(t/月)
その他(廃石綿等)	(t/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二ハリ、規十二条の七の五七リ]

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二ハニ及びホ、規十二条の七の五七ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二ハニ及びホ、規十二条の七の五七ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	上流	下流	放流ピット
採取日	令和6年8月6日	令和6年8月6日	令和6年8月6日
検査結果が得られた日	令和6年8月19日	令和6年8月19日	令和6年8月19日
電気伝導率 ※2	26	95	
塩化物イオン ※2	7.6	120	
水素イオン濃度			7.3
生物化学的酸素要求量			1.1
化学的酸素要求量			30
浮遊物質			2
窒素含有量 ※3			28
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検 [規十二条の七の二ハロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和6年8月6日	令和6年8月6日	令和6年8月6日	令和6年8月6日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型(2期)] (令和6年8月度)

対象期間：令和6年8月1日～令和6年8月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二ハ イ、規十二条の七の五七 イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	32.11 (t/月)
汚泥	8.08 (t/月)
廃プラスチック類	129.26 (t/月)
紙くず	3.22 (t/月)
木くず	22.34 (t/月)
繊維くず	9.14 (t/月)
動植物性残さ	4.34 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	10.77 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	61.19 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	14.93 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	147.70 (t/月)
その他(安定型混合物)	68.17 (t/月)
その他(管理型混合物)	654.12 (t/月)
その他(廃石綿等)	0.69 (t/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二ハ リ、規十二条の七の五七 リ]

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二ハ ニ及びホ、規十二条の七の五七 ニ及びホ]

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二ハ ニ及びホ、規十二条の七の五七 ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	上流	下流	放流ピット
採取日	令和6年8月7日	令和6年8月7日	令和6年8月7日
検査結果が得られた日	令和6年8月21日	令和6年8月21日	令和6年8月21日
電気伝導率 ※2	26.6	19.3	
塩化物イオン ※2	9	8	
水素イオン濃度			7.0
生物化学的酸素要求量			0.8
化学的酸素要求量			16
浮遊物質			2未満
窒素含有量 ※3			9.0
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			

施設の点検 [規十二条の七の二ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五七 ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
令和6年8月7日					
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。